

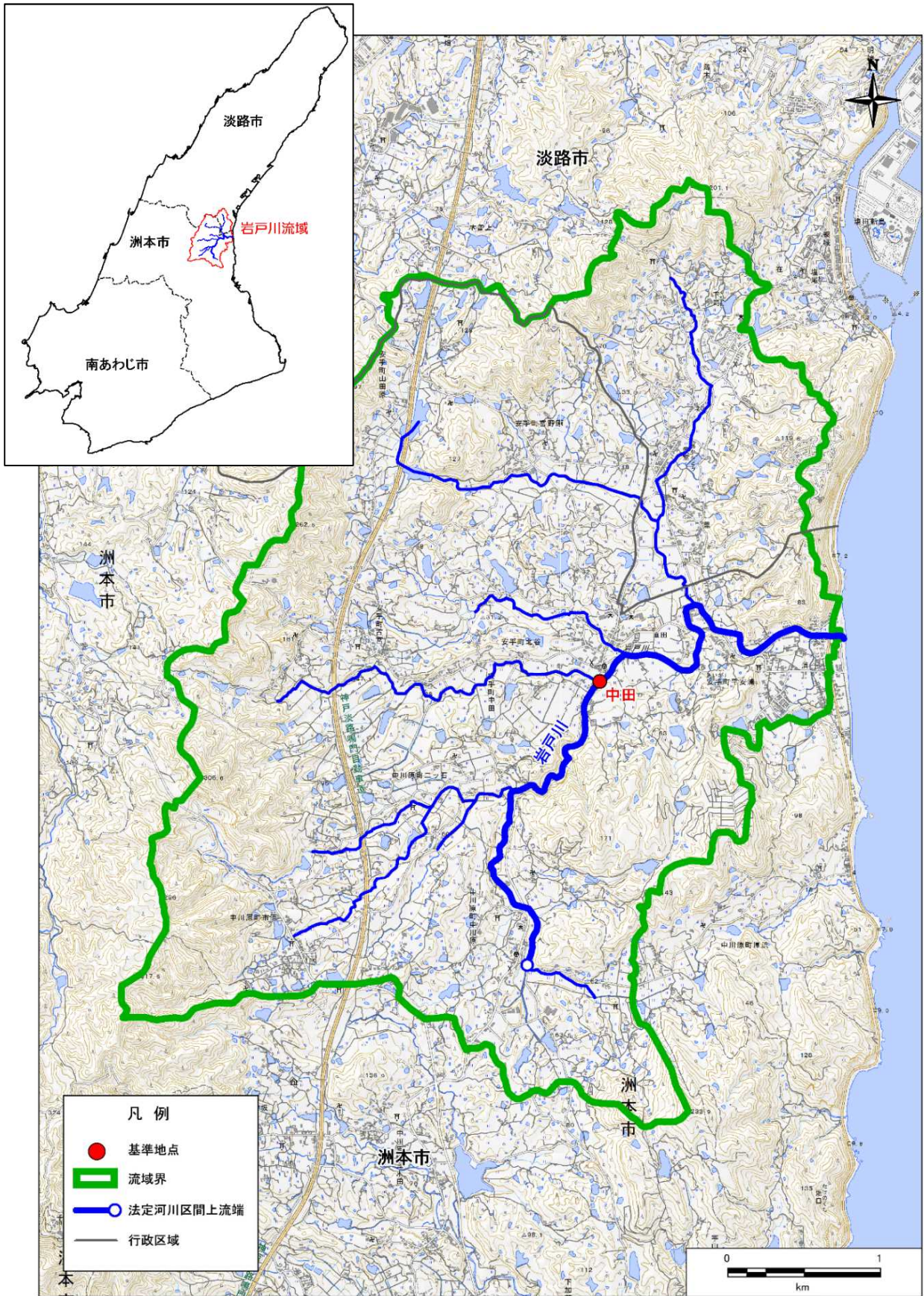
いわとがわ
岩戸川水系河川整備基本方針

平成 30 年 3 月

兵 庫 県

目 次

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
ア 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4
イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	4
ウ 河川環境の整備と保全に関する事項に関する事項	5
2 河川の整備の基本となるべき事項	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形 に係る川幅に関する事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持 するため必要な流量に関する事項	7



流域図

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

【河川の概要】

岩戸川は、その源を洲本市北東部の洲本市中川原町中川原地先に位置する標高 233m の丘陵地に発し、支川を合わせながら、安乎町平安浦^{あいがちやうへいあんうら}で東に流路を変え、大阪湾に注ぐ、法定河川延長 4.960km、流域面積 17.37km² の二級河川である。

【流域の概要】

岩戸川流域は、流域の北側の一部淡路市となっているが、その大半が洲本市に属し、流域内人口は、3,138 人（平成 22 年国勢調査）である。流域の土地利用は、全面積の約 45%が水田、約 40%が山地で、約 8%の市街地となっている。

河口部では国道 28 号が流域を横断するほか、流域内には県道 468 号明神安乎線^{みょうじんあいが}、県道 471 号安乎鮎原線^{あいがあいはら}等が整備され、地域住民の生活に利用される主要道路となっている。また、本州と四国を結ぶ大動脈である神戸淡路鳴門自動車道が南北を縦断している。

流域の産業は、温暖な気候と土壌を生かした玉ねぎや米を代表とした農業や、豊かな魚場に恵まれた漁業のほか、精密工業や電池製造などが盛んである。

【地形・地質】

流域の地形は、流域の大部分が大起伏丘陵地となっており、河口部の河川沿いには三角州性の低地がみられる。また、貯水用のため池が数多くみられる。

流域の表層地質は、花崗岩及び砂岩・礫岩・泥岩が下流域に分布している。

【気候】

流域の気候は、瀬戸内気候に属し、年間を通じて、温暖で過ごしやすい気候である。1981 年～2010 年の 30 年間に郡家観測所で観測された気温と降水量の月別平均については、平均気温の最低は 1 月の 5.6℃、最高は 8 月の 27.4℃であり、年平均気温は 15.9℃で全国平均よりやや高く、年平均降水量は 1,093mm で全国平均より少ない。月別降水量を見ると、梅雨と台風の季節に降水量が多く、冬季には少ない。概して、冬は温暖で、夏は乾燥した気候といえる。

【自然環境】

下流域（感潮区間）

河口には砂州が形成されており、水域はボラ、アシシロハゼといった汽水・海水魚が多く生息する感潮域となっている。全体的にコンクリート護岸が施されているが、一部山付きとなっている箇所や、河口付近の左岸側でわずかにヨシや重要種であるアイアシといった水際植生がみられ、ミズレヌマエビやアカテガニなどの重要種が生息しているほか、鳥類の重要種であるイソシギ等が周辺を休息や採餌場として利用しているなど、感潮域の多様な動植物が生息・生育・繁殖している重要な環境となっている。

中下流域

中下流域は、平瀬が広い範囲を占めており、比較的流速が早い環境を好むヨシノボリ属の一種（旧トウヨシノボリ類に含まれる）や重要種であるヒラテテナガエビなどが生息し、アオサギや重要種のカワセミといった鳥類の採餌場にもなっている。また、一部では連続したセイタカヨシ群落やヨシ群落がみられるなど、水際植生は比較的発達しており、重要種であるマメタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ヤマトヌマエビなどが、流れの緩やかな浅場の水際植生周辺に生息しているほか、ニホンアマガエルやヌマガエル、ニホンカナヘビといった両生類・爬虫類の生息場にもなっている。一方で、特定外来生物であるオオキンケイギクが、草地で確認されている。

中上流域

中上流域は、下流側付近では山付きとなっており、自然河岸と護岸が混在するが、ほぼ全ての範囲で護岸が施されている。山付きの範囲では、ウバメガシ群落などの樹林が水際に接近しており、カワセミなどの鳥類の休息や採餌場となっている。また、耕作地内を流れる範囲では、河原や露岩地で植生の発達していない範囲が多いが、断続的にツルヨシ群落やミゾソバ群落がみられ、サギ類やセキレイ類などの水辺に生息する鳥類の採餌場など、多くの鳥類の生息・生育・繁殖の場となっている。

水質については、岩戸川水系は河川水質環境基準の類型指定はされていない。

【歴史・文化】

岩戸川の位置する淡路島は、古くから人々の営みが盛んな地域で、市内にも武山遺跡^{たけやま}をはじめ、縄文、弥生時代の遺跡が数多く存在している。大和朝廷の時代には「御食国(みけつくに)」の一つとして、山海の幸を大和朝廷に献上した食材の宝庫であるとともに、畿内と四国を結ぶ交通の要衝として位置づけられていた。室町時代末期には、熊野水軍の安宅氏^{あたぎ}により三熊山に洲本城が築かれ、安宅一門が淡路島一円で権勢を誇っていたが、数々の政変の後、豊臣秀吉の淡路攻めによって征服され、豊臣秀吉が洲本に腹心の脇坂安治を置き淡路水軍を統率した。

江戸時代には、徳島藩主蜂須賀氏(筆頭家老稲田氏)が島内の統治を行うようになり、淡路を治める拠点を由良から洲本へと移したことで、洲本に城下町が形成された。また、江戸時代末期には、蝦夷地経営の功労者であるとともに、日露関係の仲介役としても歴史に名を残す高田屋嘉兵衛をはじめ、多くの海運業者を輩出した。明治4年の廃藩置県により、淡路島は兵庫県と徳島県に分割され、その後、名東県^{みょうとう}(徳島県が改称)となり、明治9年に兵庫県に編入された。洲本市内には裁判所や税務署が設置され、島内の行政拠点としての地位を保持するとともに、明治後期には紡績工場が立地し、商工業の中心地としての役割も高まった。

その後、昭和60年には大鳴門橋、平成10年には明石海峡大橋が開通し、淡路島は本州・四国と「陸続き」になり、洲本市は、島内外の交流を図る重要な拠点となっている。

流域内には、市指定の無形文化財である地元・下司^{くだし}で「ヨイヤナの行列」として親しまれている下司大名行列が存在する。

【河川利用】

河川からの取水や数多くのため池により、農業用水として水利用がされている。

岩戸川水系では、農業用水として慣行水利権が4件ある。

【治水事業の経緯】

これまで、岩戸川流域は昭和40年9月の台風第23号・24号や昭和49年7月の集中豪雨など大雨による洪水被害をたびたび受けてきており、近年では平成23年9月の台風第15号、平成26年10月の台風第19号がもたらした大雨により、家屋や耕作地が浸水被害を受けている。このような度重なる洪水被害に対し、災害復旧事業とあわせた河川改修等が行われてきており、昭和51年、54年より災害関連事業を実施した。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

【岩戸川の川づくり】

流域内の貴重な生命、財産を守るとともに、豊かな自然と水辺環境をよりよい姿で未来にわたって引き継いでいくため、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を4つの柱とした「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」に基づき、河川の現状、水害の発生状況、河川利用、河川環境等を考慮するとともに、総合治水条例や淡路市、洲本市のまちづくり計画等を踏まえて、河川の総合的な保全と利用を図ることを基本方針とする。

ア 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

災害の発生防止又は軽減に関しては、想定氾濫区域内の人口、資産などの流域の重要度や過去の災害実績等から定めた淡路地域の計画規模の降雨で発生する洪水や高潮から、沿川住民及び資産等を守ることを目標とし、河積の拡大等の河道改修並びに河川管理施設の整備及び機能維持に努めることにより、浸水被害の防止又は軽減を図る。

さらに、改修途上段階における施設能力以上の洪水及び計画規模を超過する洪水や高潮に対しては、ハザードマップの周知・活用、情報伝達体制の充実、避難訓練等の減災対策や、雨水の貯留浸透機能を備える等の流域対策といった総合治水の取組を関係機関や沿川住民と連携して推進し、被害の軽減を図る。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、諸用水の需要に対処するため、合理的な水利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能の維持を図っていくものとする。また、水利用実態の調査等から現状に即した水利量を把握し、既得水利に対しては社会条件の変化等に伴う必要水量の見直し等について利水者と調整を行うなど適正な水利用がなされるように努める。

新たな水需要が発生した場合には、関係機関と協議、調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

また、渇水、震災などの緊急時には、関係機関と連携して適切な河川水の利用が図られるように配慮する。

ウ 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全にあたっては、健全な水循環や人と自然の豊かなふれあいの回復を目的とした「ひょうごの森・川・海再生プラン」の趣旨を踏まえ、関係機関・沿川住民と連携して生態系の保全や再生を図る。

河川改修を行うにあたっては、感潮域において、岩戸橋上流の左岸側で河床掘削や拡幅を行う場合、現況の植生帯の規模や横断勾配等の維持には用地等の制限があるため、可能な範囲での保全や再生について検討するなど、上流から下流全域にわたって、河川の横断的・縦断的な連続性等に配慮し、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境の保全と創出に努める。

また、河川が沿川住民の目に触れる機会が多い区間では、周辺の環境と調和を図りながら、景観に配慮した河川空間の形成に努めるほか、全域において河川利用者の安全確保に配慮した整備に努めつつ、身近に自然とふれあえる河川環境の整備に努める。

水質については、今後もさらなる改善が図られるよう、流域全体で水質保全に努める。

【河川の維持管理】

河川の維持管理にあたっては、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」といった治水・利水・環境の観点から、適正に実施する。

除草やごみの除去等の河川清掃に関する日常管理については、沿川住民の参画と協働をより推進し、河道や河川管理施設については、自然環境への影響を考慮しながら、洪水が安全に流下するよう配慮する。

また、堰や橋梁などの許可工作物については、治水・利水・環境に支障を来すことなく、河川の機能が十分発揮できるよう、指導・監督等を行う。

河川水の利用に関しては、生物の生息・生育環境の保全及び安定的な水利用が可能となるよう関係機関との連携のもと流水の正常な機能の維持に努めるとともに、良好な水質を維持するため、沿川住民等の水質保全に対する意識の向上を図る。

また、沿川住民等関係者に河川に関する情報を提供することにより、岩戸川は地域の貴重な共有財産であるという意識や河川の危険性に対する意識を高め、沿川住民自らが主体的に川を守り育て、安全に川に親しめる社会づくりを推進する。

2 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

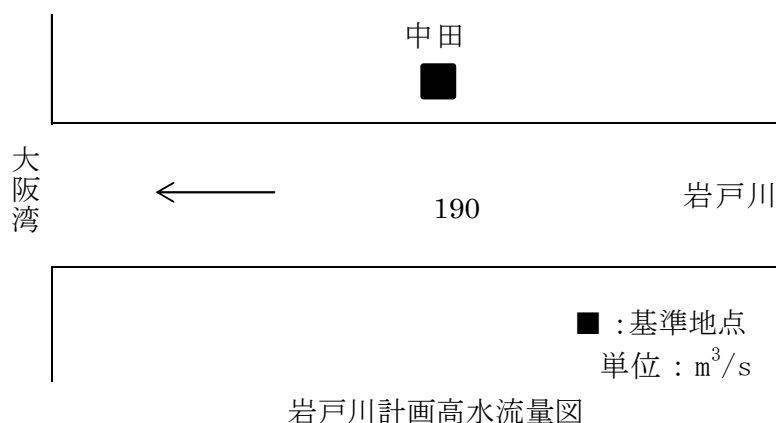
基本高水は、そのピーク流量を基準地点中田において $190\text{m}^3/\text{s}$ として、これを河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
岩戸川	中田	190	—	190

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点中田で $190\text{m}^3/\text{s}$ とする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)
岩戸川	中田	2.5	10.64	25

注) T. P. : 東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

岩戸川の河川水は、農業用水として広く利用されているが、そのすべてが慣行水利権によるものであり、その利用実態をより詳細に把握する必要がある。また、渇水時の流況等についても十分に把握できていない。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、流況や水収支の把握、その他河川及び流域における諸調査を行うなど、引き続きデータの蓄積に努め、今後、さらに調査検討を行った上で決定するものとする。